

志免町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月1日
志免町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目 標	2
3. 計画の期間	2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、「志免町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき策定するものです。

志免町立学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理と、学校における業務の在り方や勤務環境の見直しを計画的に推進することにより、教育職員の心身の健康の確保と、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を図ることを目的とします。

また、教育職員一人ひとりが、担うべき業務に専念し、その専門性や創造性を発揮できる環境を整えるとともに、必要な学びや準備に充てる時間と心理的余裕を確保することで、働きがいや意欲の向上につなげていきます。

これらの取組を通して、教育職員がいきいきと子どもに向き合い、児童生徒一人ひとりに応じた質の高い教育を継続的に行うことができる体制を構築し、志免町における学校教育の質の維持及び向上を図ります。

(2) 志免町の現状

志免町では教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「志免町立小中学校管理規則」第26条に教育職員の業務量の適切な管理に関する規定を設け、勤務状況の実態を毎月校長会で共有し、教育職員の在校等時間の管理及びその縮減に取り組んできました。

こうした取組の結果、志免町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

区分	年平均 (1か月当たり)	月45時間を 上回る割合	月80時間を 上回る割合
小学校	月19.7時間	13.1%	0.7%
中学校	月37.1時間	37.7%	7.7%

小学校においては、月45時間以上の時間外在校等時間となっている職員が約1割程度いるものの、平均で20時間未満に抑えられており、月80時間を上回る職員はほとんどいません。一方、中学校では約4割が月45時間を上回り、約1割弱が月80時間を上回る状況で、平均も30時間台後半と高い水準にあります。背景として、部活動指導、生徒指導、テスト作成・成績処理等の業務が大きく影響していると考えられます。

今後は、部活動の地域移行を計画どおり着実に進めるとともに、柔軟な教育課程の編成や、日々の時制の工夫等を図ることで、教育職員が教育の質の向上に必要な時間的余裕を確保できる環境づくりを進めていきます。

2. 目標

本計画において達成を目指す目標は、次のとおりです。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする（※1）

（※1）当該年度の各月で、45時間以下が100%であること

【1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合（目標値）】

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	88%	92%	96%	100%
中学校	70%	80%	90%	100%

- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする

【1か月時間外在校等時間の平均時間（目標値）】

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小学校	30時間程度	30時間程度	30時間程度	30時間程度
中学校	36時間程度	34時間程度	32時間程度	30時間程度

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を12%まで減少させる

【令和6年度実績：16.0%】

【ストレスチェックにおける高ストレス者の割合】

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小中学校	15%	14%	13%	12%

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度

- ・ ただし、年度ごとに実施する取組の検証状況によっては、期間内であっても計画の変更を行います。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○登下校の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

・登下校時の見守り活動や朝のあいさつ運動は、これまで地域ボランティアにより継続して実施されています。今後も地域主体の取組として維持されるよう、学校は必要な情報提供等により、円滑な実施を支援します。

○放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

・週末の夜間パトロールは地域の青少年指導員が担っています。学校では原則として自主的な見回りを実施しないこととします。
・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りに関し、保護者が第一義的責任を負うことについて認識の共有を図ります。

○保護者からの過剰な苦情や不当な要求等に学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

・法的対応が必要な場合は、教育専門相談事業（糟屋地区）やスクールロイヤー相談窓口事業（県）を活用します。これらの相談体制を円滑に活用できる環境を整備していきます。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

○調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

・国や県から依頼される調査・統計については、教育委員会において内容を精査し、学校への依頼は必要最小限とします。

○学校プールや体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

・水泳授業指導の民間委託により、学校プールの管理及び水泳授業に係る教職員の業務を見直し、教職員の業務負担軽減を図ります。

○部活動（「3分類」⑬関係）

・休日の部活動の地域展開を実現するため、地域部活動指導員を活用した実証事業を段階的に実施します。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

○支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑩関係）

- ・会計年度任用職員（スクールソーシャルワーカー、学級補助員、学校運営補助員）を配置し、学校の支援体制を充実させます。

なお、地域行事や町のイベントへの学校や教育職員の関わりについては、行事の性質や地域の状況により求められる役割が異なることから、本計画では特定の区分には位置づけていません。今後も学校や地域の状況を踏まえつつ、適切な在り方を検討していきます。

(2) 学校における措置の推進

教育職員が担う業務の適正化に向け、学校において次の措置を推進します。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定します。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直します。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等を見直します。清掃時間や頻度の見直し、放課後活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行います。
- ・全小中学校に電話の録音機能を設置し、勤務時間外は自動音声案内及び連絡ツールの活用により、教育職員の時間外対応の抑制し、業務量の適正化を図ります。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉の確保に向け、労働安全衛生法等の規定を遵守し、次の取組を実施します。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超える状態が継続する教育職員について、産業医による面接指導等を受けられる体制を確保し、健康状態の把握と必要な配慮を行います。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析結果を活用して職場改善を推進します。
- ・年次有給休暇については、現状の取得状況を維持しつつ、引き続き各学校において計画的な取得を促します。また、夏季休業期間中に4日間の学校閉庁日を設定し、教育職員が休暇を取りやすい環境を整備します。

5. 関連する取組、今後のフォローアップ

- ・取組の着実な実行を図るため、町内各学校の在校等時間の状況を把握し、毎年度ホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告します。

- ・時間外在校等時間及び年次有給休暇に係る目標の達成状況は、本町で導入している出退勤管理システムで把握し、ストレスに関する目標は、ストレスチェック結果により把握します。

- ・教育委員会は、各学校の状況を把握し、本計画に照らして課題が認められる場合には、当該学校に対して聞き取りや指導等を行います。特に、長時間勤務が生じている学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保に課題を抱える学校については、当該年度中の速やかな改善を目指し、個別の支援や指導を重点的に実施します。

- ・各学校の働き方改革が進むよう、様々な機会を捉えて本計画の周知を行うとともに、管理職向けマネジメント研修等を充実させ、教育委員会からの支援を強化します。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づく働き方改革の取組を実施します。